



○ 喫煙室の類型について（すべて20歳未満立入禁止、標識の掲示が必要）

	特定屋外喫煙場所	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室
設置できる施設	第1種施設	第2種施設	第2種施設	第2種(既存特定飲食提供)施設	喫煙目的施設
場所	施設利用者が通常立ち入らない場所	屋内の「一部」※	屋内の「一部」※	屋内の「全部又は一部」	屋内の「全部又は一部」
必要となる措置	パーティション等による区画	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置
紙巻たばこ	○	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○	○
飲食など喫煙以外の行為	△	×	○	○	○
その他	設置を推奨するものではない	※非喫煙者、喫煙者の共存のため「全部」は不可	(経過措置)「加熱式たばこ」のみ喫煙可	(経過措置)設置した場合は届出が必要	バー、スナック等はたばこ事業法に基づく対面販売の許可が必要